

／ 教えて！ ／

出生後休業支援給付金の話

制度利用ガイド

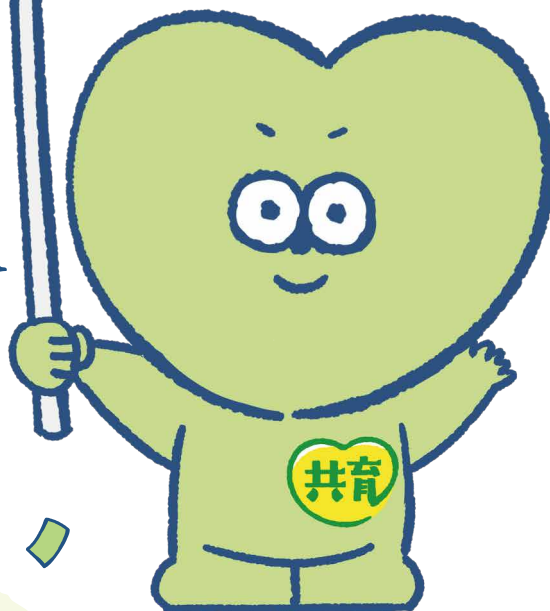
共働き・共育てをする夫婦をサポート！

産後はママの負担が大きいから
自分も育児休業
しようかな、



でも収入が
減るのが心配

手取り10割相当が
もらえる！



トモイーク



手続きは
どうすればいいの？



このパンフレットは、育児休業等給付の周知広報資料であり、記載を簡略化しています。
詳細はパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」をご覧ください。



はじめに

01

育児休業とは

育児休業とは、子どもを育てるために仕事を一時的に休む制度のことです。

原則として 1歳に満たない子どもを育てる労働者 が取得できます。また一定の条件を満たせば、最長で子どもが2歳になるまで延長 することも可能です。

また「産後パパ育休」という制度もあります。これは子供が生まれてから8週間以内に4週間まで取得可能なもので、子どもの出産直後に、母親をサポートして育児を行うための休業となっています。



最近は産後パパ育休を取得するパパが増えているようだね。

	育児休業	産後パパ育休
対象期間 取得可能日数	原則子が1歳まで	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能
取得可能回数	分割して2回取得可能	分割して2回取得可能
休業中の就業	原則不可	一定の条件を満たせば就業可能
支給される給付金	育児休業給付金	出生時育児休業給付金



育児休業も産後パパ育休も給付金の対象になるよ

02

育児休業中の収入について

育児休業中は給与が支給されないのが一般的です。

また、育児休業給付により、休業前の給与の67%（手取り8割）相当が支給されますが、収入は減ってしまいます。



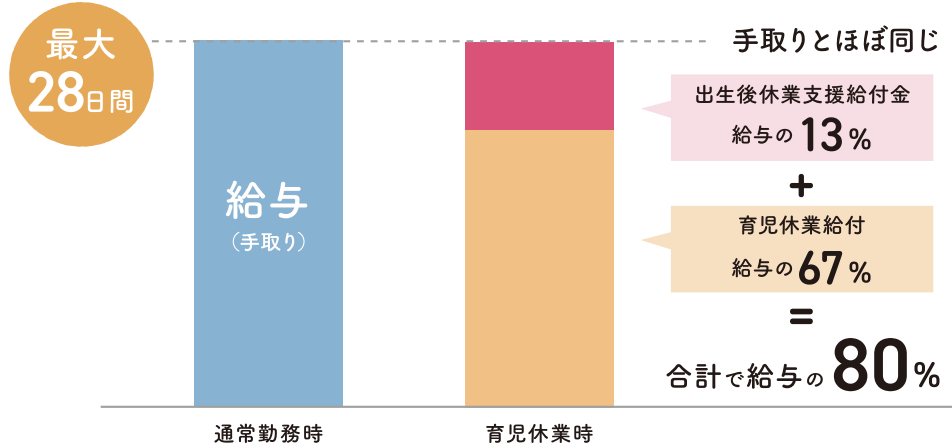
そんなときに心強い制度があるんだ！

それが 出生後休業支援給付金！

出生後休業支援給付金は、子どもが生まれた直後に、夫婦がともに14日以上育児休業または出生時育児休業（産後パパ育休）を取得し、育児休業給付金または出生時育児休業給付金の支給を受ける方が上乗せでもらえる給付金です。（最大28日間）

育児休業給付金や出生時育児休業給付金と合わせると、手取りで休業前の給与のほぼ10割相当になります。

子育てと仕事の両立に不安を抱える共働き夫婦の、支えになる制度となっています。



みんなが育児休業をとりやすくするために、28日分まで手取り10割相当額をもらえるようになったんだ

もっと詳しく知りたいな！



この制度はパパとママで、条件が少し違うんだ。このパンフレットではパパの条件について、紹介していくよ！

(1) 基本条件

出生後休業支援給付金を受け取るには、次の支給要件を満たす必要があります。

Point!

出生後休業支援給付金の支給要件

- ① 自身（パパ）が、対象期間内に、14日以上 の産後パパ育休か育児休業をしていること。
- ② ママが、対象期間内に、14日以上 の育児休業をしていること。
または、例外条件 に該当していること。

パパとママの両方が14日以上の子育休をするか、例外条件に当てはまれば、
パパだけ育休をすればいいんだ！



他に注意しないといけないことはあるの？

自身（パパ）の育児休業は、育児休業給付金・出生時育児休業給付金を
受け取る条件を満たしていないといけないよ！



育児休業給付金・出生時育児休業給付金を受け取る条件はどうなっているの？

次の①と②を満たしている必要があるよ！



Point!

育児休業給付金・出生時育児休業給付金の支給要件

- ① 原則として、産後パパ育休または育児休業を開始する前の2年間に
雇用保険に12か月以上 入っていること。
(原則賃金の支払い対象になる日が11日以上ある月を1か月と数えます。)
- ② 育児休業期間中に、休業前の給与の80%以上が支払われていない こと。



雇用保険に一定期間加入している必要があるんだね！

(2) 14日以上の子育て休業をする“対象期間”

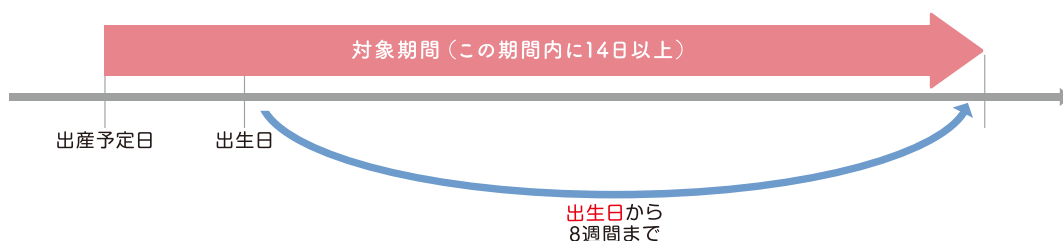


14日以上の子育て休業をする“対象期間”は、
具体的にいつからいつまでなの？

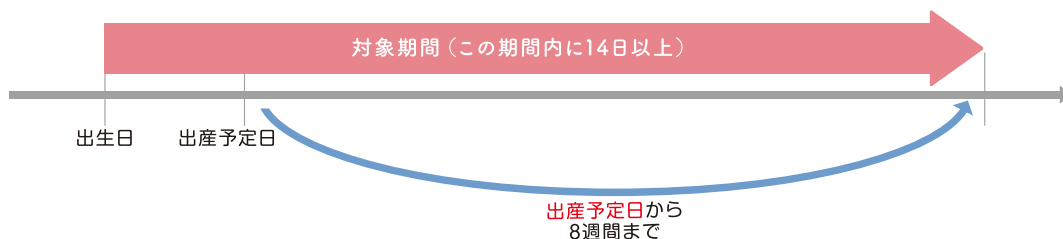
基本的には、子どもが生まれてから8週間までだよ！
ただし、次の例のように、子どもが生まれた日が出産予定日の
前か後かによって、変わるよ



例1 出産予定日より後に子どもが生まれた場合



例2 出産予定日より前に子どもが生まれた場合



例1は、出産予定日から子育て休業をする予定にしていた場合に、
実際に子どもが生まれていなくても取得していいんだね！



例2は、予定日より早く生まれた場合に、出生日からだと期間が
短くなるから、出産予定日から8週間後まで対象にしているのね！

子どもが生まれた日が前後しても、出産予定日から8週間までに
子育て休業をするようにしておけば、子どもが
生まれた日が前後しても予定を変更しなくていいよ！



(3) 例外条件（ママの育児休業が必要ない場合）



ママが育児休業をしなくても対象になる例外条件は、どんな場合なの？

主な例外条件は、次のとおりだよ



Point!

例外条件（ママの育児休業が必要ない場合）

1. 産後休業をしている場合
 2. 自営業やフリーランスなどの場合
 3. 専業主婦の場合 など
- ※いずれかに該当すれば可。



ママが会社で働いている場合は、産休をしないといけないから、
1に該当するね！
自営とかフリーランスの場合は2に該当するということだね



私は、専業主婦だけど、3に該当するということね！

(4) 簡易診断ツール

厚生労働省のホームページに、出生後休業支援給付金の対象になるかなどを、簡単に確認できるツールを公開しているから、
自分がどうすれば対象になるか確認してみてね！



出生後休業支援給付の簡易診断（要件確認）ツール

○出生後休業支援給付は、子どもの出生直後の一定期間内に、原則、両親がともに14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前の給与の13%を支給する制度です。
○育児休業給付とあわせて給付率は80%となり、手取り10割相当が支給されます。
○なお、一人親の場合など、一定の要件に該当する場合は、配偶者が育児休業を取得していなくても支給対象になります。
○ご自身の支給条件等を確認されたい場合は、以下の手順に従って、該当する項目をクリックしてください。

手順1 ご自身について選択してください。

父親
(子が養子でない)

母親
(自身が出産)

父親 or 母親
(子が養子)

04

給付金の支給額

(1) 支給額の計算

育児休業中の給付金の支給額は以下のとおりです。

出生時育児休業給付金
または育児休業給付金

休業開始時の
給与日額

×

育児休業の
取得日数

×

支給率
67%※

※181日目以降は50%

合計
80%

出生後休業支援給付金

休業開始時の
給与日額

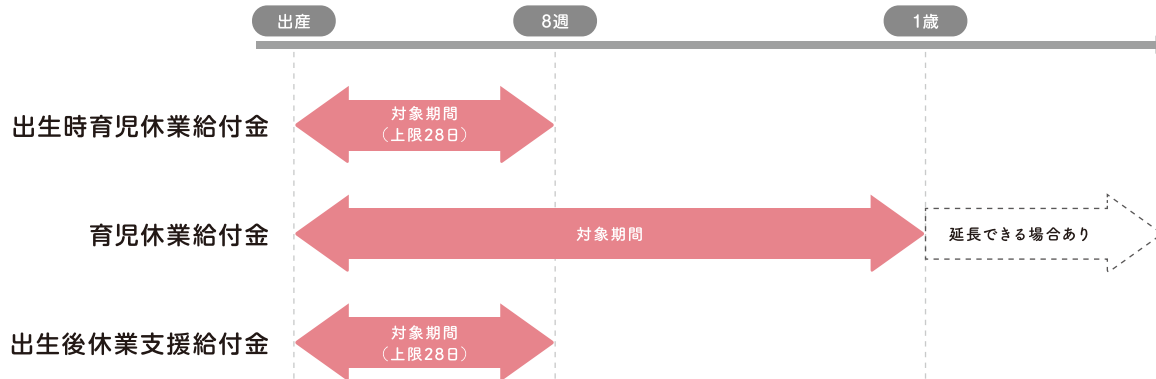
×

育児休業の
取得日数

×

支給率
13%

次のとおり、給付金ごとに育児休業をする対象期間が決まっているよ！
また、給付金には上限があるからね



出生時育児休業給付金と出生後休業支援給付金は、
28日分が上限になるんだね

出生時育児休業給付金を受け取った人でも、
育児休業給付金を受け取ることができるよ！
また、育児休業給付金は、一括で支給されるのではなく、
原則、2か月分ずつ支給されるからね！



(2) 支給額の具体例



具体的に支給額はどのくらいになるの？

28日間の育児休業をした場合は、次のとおりだよ



Point!

○休業開始時の給与が30万円の人が28日間の育児休業をした場合

→給与日額は300,000円 ÷ 30日 = 10,000円

① 出生時育児休業給付金 $10,000\text{円} \times 28\text{日} \times 67\% = 187,600\text{円}$

② 出生後休業支援給付金 $10,000\text{円} \times 28\text{日} \times 13\% = 36,400\text{円}$

③ 支給額の合計 (① + ②) $187,600\text{円} + 36,400\text{円} = 224,000\text{円}$

(3) 手取り10割相当の理由



手取り10割相当を受け取れると聞いたけど、どういうことなの？

手取り10割相当になるのは、次の理由からだよ



Point!

手取り10割相当の理由

1. 育児休業中は社会保険料が免除（勤務先への申し出が必要）
2. 雇用保険料の負担なし（勤務先から給与が支払われない場合）
3. 給付金は所得税等の課税対象外



給与からは社会保険料などが差し引かれるけど、
給付金からは差し引かれないから、
手元に入る金額は同じぐらいになるんだね！

社会保険料は自動で免除になるわけでないから、
勤務先の人事・労務担当者に相談してみようね！



(4) 上限額

休業開始時の給与には上限額があって、

給与が一定以上の人は支給額が調整されることがあるよ！



Point!

○休業開始時の給与が51万円の人が28日間の育児休業を取得した場合

→給与日額を計算すると、 $510,000円 \div 30日 = 17,000円$ になるが、

上限額16,110円(※)を超えるため、上限額が適用

※令和7年8月1日適用額(毎年8月1日改定)

① 出生時育児休業給付金 $16,110円 \times 28日 \times 67\% = 302,223円$

② 出生後休業支援給付金 $16,110円 \times 28日 \times 13\% = 58,640円$

③ 支給額の合計(①+②) $302,223円 + 58,640円 = 360,863円$



休業開始時の給与がベースにならないことがあるから

注意が必要ということだね！

(5) 育児休業中に給与が支払われる場合

育児休業中に働いたりして給与が支払われる場合、給与の金額によっては、給付金の支給額が調整されることがあるよ！イメージは次のとおり。



支払われた給与の金額	出生時育児休業給付金 または育児休業給付金	出生後休業支援給付金
休業開始時の給与の13%以下	調整なし	調整なし
休業開始時の給与の13%超～80%未満	給与額分を減額	調整なし
休業開始時の給与の80%以上	支給されない	支給されない



給与が13%以下だと給付金が全額もらえるけど、13%を超えると給与額分減額になって、80%以上になると両方もらえなくなるんだね

実際に働いていないけど、
給与が支払われる場合も対象になるからね！



05

給付金の手続きは



給付金をもらうには、どんな手続きが必要なの？

給付金を受け取るには、この3つの手続きが必要なんだ。

Point!

①休業開始時賃金の届出

②受給資格確認

③支給申請



手続きは、自分でやるの？

手続きは、原則として勤務先を通じて行うんだよ。

②と③は、自分で手続きすることもできるけど、その場合は必要な書類を自分でそろえなきゃいけないから、けっこう大変。

だから、勤務先とよく相談してすすめようね。



いつ手続きすればいいの？

出生時育児休業給付金と育児休業給付金で、タイミングが違うよ。

28日を超える育児休業をする場合や子どもが生まれてから8週間を過ぎて育児休業をする場合は、育児休業給付金になるんだ。

間違えやすいから注意してね！

原則、出生後休業支援給付金も一緒に手続きすることになるからね



給付金の種類	手続きのタイミング
出生時育児休業給付金	・子どもの出生後8週間経過後 ・28日の育児休業をとった後 など
育児休業給付金	育児休業を開始した月の初日から4か月以内



いろいろとルールがあるんだね もっと詳しく知りたいときは、どうすればいいのかな？

厚生労働省のホームページに、出生後休業支援給付金の手続きについての動画があるから、まずはそれをチェックしてみてね！

